

平成 27 年 1 月 27 日

お客様各位

公益社団法人
高松市シルバー人材センター
理事長 鶴川 舜一

受注基準・配分金(就労単価)の改定のお知らせ

厳寒の候、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、標記の件でございますが、当センターは、平成 17 年度の周辺 6 町のシルバー人材センターとの合併以降、会員への配分金(就労単価)について、基本的には改定しておりません。

この間、香川県の 1 時間当りの最低賃金は 73 円の上昇がありましたし、昨年 4 月には消費税が 5%から 8%に引き上げられたこと、さらに、最近の円安によるいろいろな物品の値上がり、労働賃金の上昇などが起きています。

そこで、これらを踏まえ種々検討いたしました結果、平成 27 年 4 月 1 日就業分から、シルバー会員に支払う配分金(就労単価)につきまして、仕事の種類・内容により 1 時間当り 50 円を中心に一部 100 円までの範囲で値上げさせていただくこととなりました。どうかこの間の実情をご勘案いただき、よろしくご理解を賜りますようお願い申し上げます。

なお、私たち会員一同は、発注者皆様方に喜ばれるよう励んでおり、これからもお客様に愛され、信頼されるシルバー人材センターの実現に向けて努力してまいりたいと存じます。皆様方の温かいご支援・ご協力をよろしくお願いいたします。